

神戸リハビリテーション衛生専門学校 教育課程編成委員会 規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸リハビリテーション衛生専門学校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成（講義の開設や講義内容・方法の改善・工夫等を含む。以下、同じ）に活かすことを目的に設置する教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 業界における人材の専門性等の動向
- (2) 国又は地域の医療・福祉の方向性
- (3) 実務に必要な最新の知識・技術・技能
- (4) その他、教育課程の編成に関する事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、学校長・学科長及び学校長が指名する教職員の他、専攻分野に関する企業等の役職員から広く選任するものとし、少なくとも以下の①又は②から1名、③から1名を委員に加えることとする。

- ① 業界全体の動向や地域の医療・福祉に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体の役職員
 - ② 専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者
 - ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員
- 2 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会の委員長は学校長とし、委員会の会務を総理する。

- 2 委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(報酬)

第5条 委員会出席に当たり、報酬は原則として無償とする。但し、出席に係る交通費等については、別に定める。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。